

令和3年8月6日

高等教育の修学支援新制度に採用されている
学生・保護者等 各位

函館工業高等専門学校
学生課学生係

高等教育の修学支援新制度に係る「授業料減免の対象者の認定の継続に
関する申請書」の提出について（依頼）

このことについて、貴殿は標記修学支援新制度の採用者のため、卒業（修了）までの期間は、授業料減免の適用（半期毎）及び給付奨学金の受給が可能です。国の指針により、授業料減免の継続適用のため、半期ごとに標記申請書を所属機関あてにご提出いただく必要がございます。

つきましては、下記のとおり、お手続きくださいますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

(1) 提出期限

令和3年9月6日（月）

(2) 提出方法

以下のフォームにより提出

<URL>

<https://forms.office.com/r/fRTm2puJQ8>

※QRコードはスマホからもアクセス可能です。

※函館高専トップページ「お知らせ」欄にも掲載しております。



(3) その他

本手続き対象者には、学力又は家計基準による停止中の者を含みます。

(本件担当)

函館工業高等専門学校

学生課学生係

〒042-8501 北海道函館市戸倉町1-4番1号

TEL:0138-59-6334